

▲二本松チームの皆さんと、町長、消防団幹部

やった!

初のダブル優勝

地区支会ポンプ操法競技大会

いざ県大会へ



▲真野チームの皆さんと、町長、消防団幹部



▲二本松チームのポンプ操法競技

7月3日(日)地区支会ポンプ操法競技大会(新発田市・阿賀野市・聖籠町・中条町・黒川村)が阿賀野市で開催されました。聖籠町からは第一分団第2班(真野集落)が自動車ポンプの部に、第二分団第5班(二本松集落)が小型ポンプの部に出場しました。

両チームとも優勝を目指して連日連夜練習に励んできました。

その結果、両チームが揃って優勝することができました。町出場の2チームが揃って優勝するのは初の快挙です。

県大会は、7月31日(日)上越市の春日中学校グラウンドで行われます。ガンバレ真野チーム、二本松チーム!



▲真野チームのポンプ操法競技

# 聖籠町新行政改革 大綱を策定

～町民一人ひとりの幸せを目指して～

町では、地方分権の進展、少子・高齢化や情報化の一層の進展、財政環境の悪化など社会経済情勢の変化に即し、第3次行政改革推進委員会に即し、第3次行政改革推進委員会の提言等を踏まえながら、平成8年2月に策定した行政改革大綱を見直し、平成17年度から5カ年を計画期間とした新たな行政改革大綱を策定しました。

この新行政改革大綱により第3次聖籠町総合計画を着実に推進し、「町民一人ひとりの幸せ」の実現を目指します。

以下に、大綱と実施計画の概要を掲載します。

## 改革の基本姿勢

地方分権の進展により、国・県に依存した施策から地方が地域の特性を生かし自己決定、自己責任のもとに施策を実施することが求められています。

そのため、町が所有している行政情報を積極的に公開し、町民と行政がそれぞれの役割を分担しながら協働してまちづくりを進めていきます。

一方、長引く景気の低迷による町税の落ち込みや国の三位一体改革により、一層厳しい財政運営を強いられるものと予想されることから、限られた経費で最大の効果を上げるため、簡素で効率的な行政運営を推進します。

このため、全ての事務事業を総点検し、目的を達成したものの廃止・縮減や「民間でできることは民間に委ねる」という基本的な考え方も民間委託を推進し、徹底した簡素・効率化を図るとともに、行政評価システムの活用による成果重視の行政運営に努めます。

また、町民ニーズや地域の課題を的確に把握し、町民の視点に立った行政運営を推進し、町民の満足度の高い行政サービスを提供するとともに、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政組織の改革に努めます。

## 改革の推進期間

平成17年度から5年間

## 改革の推進事項

### Ⅰ 効率的な行政運営の推進

限られた財源の中でより効率的で効果的な事務事業を行うため、一層の整理合理化を図り、効率的な行政運営を推進します。

#### 【主な取り組み】

①事務事業の見直し  
町が行う事務事業について、行政評価制度を成果重視の永続的な行政改革の手法として位置づけ、導入します。

- ・行政評価制度の導入
- ・業務のマニュアル化
- ・町税等口座振替率を60%以上にアップ
- ・各種申請書の押印見直し
- ・公共工事の入札・契約制度の見直し
- ・環境に配慮した多様な取組みの推進
- ・地球温暖化対策の促進
- ・公有車更新時の軽自動車、低公害車への入替



▶公有車も更新時には低公害車に切り替えます。

#### ②民間委託等の推進

より効率的かつ効果的な事務事業を推進するため、行政責任を十分考慮し、民間でできることは積極的に民間委託等を実施します。

- ・外部委託基本方針の策定と民間委託の推進

#### ③電子自治体の推進

電子自治体構築の推進により、庁内外のネットワークシステムの整備を行い、事務の簡略化・効率化し、町民サービスの向上に努めます。また、個人情報保護やセキュリティ対策にも十分留意しながら、町民から信頼され安心できるシステムを構築します。

- ・情報通信の格差解消
- ・アウトソーシングの検討
- ・例規のデータベース化
- ・ホームページの充実
- ・情報セキュリティポリシーの充実と強化



▶町民がより手軽に行政サービスを受けられるよう電子自治体を推進します。

#### ④定員管理の適正化

多様化・増大する行政需要や社会情勢等を踏まえ、弾力的かつ的確に対応していくために、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により極力定員の削減を行うとともに増員を抑制し、定員管理の適正化に努めます。

- ・職員定数の10人以上削減

#### ⑤給与の適正化

国や他の自治体、民間企業等を考慮し、またその業務の性格や内容を踏まえ、給与の制度・運用・水準の適正化に努めます。

- ・人事院勧告の準拠
- ・特殊勤務手当等の見直し

#### ⑥組織・機構の見直し

スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存の組織・機構も従来のあり方に捉われず、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構の見直しを図ります。

- ・大課制への組織編成を検討
- ・課長補佐制の見直しを検討
- ・プロジェクトチーム等、庁内横断的な組織の有効活用
- ・行政改革推進係の設置



▲より一層の活躍が期待されます。



▶従来のあり方に捉われない組織・機構の見直しを図ります。

- ・助役による収入役兼務制の検討

⑦町内循環バスの適正運行  
町内の公共交通機関として運行開始した町循環バスについて、町民の利便性を考慮しながら、効率的な運行に努めます。

- ・町内循環バスの利便性の向上

## II 公共施設の適正管理

施設の統合・廃止も含めた管理のあり方について総合的に検証し、指定管理者制度を活用するなど民間事業者等への委託を推進し、効率的・効果的な管理運営に努めます。

### 【主な取り組み】

- ① 指定管理者制度の活用
  - 指定管理者制度の活用を含めた民間活力を積極的に活用するため、民間委託を推進します。また、NPOやボランティア団体等への委託を検討します。
  - 指定管理者制度の活用を含めた積極的な民間委託等の推進

### ※指定管理者制度

地方自治体の指定を受けた者が公の施設の管理を代行する制度のこと。指定管理者の範囲は特に制約がなく、民間事業者等も管理者とすることが認められています。

なお、これまでの管理委託制度は、地方公共団体の出資法人その他の公共的な団体のみが管理受託者として公共施設の管理を行っていました。

- ・人材育成計画の策定
- ・各種専門研修の充実
- ・新採用職員研修の充実
- ・電子自治体の実現に向けた情報化研修の充実と意識啓発

### ② 人事交流の推進

国、県や市町村との連携強化や人材の交流による組織の活性化を図るため派遣研修を推進します。また、研修成果が発揮できる人事配置に努めます。

- ・国、県、市町村への派遣研修の実施
- ・県税務職員短期市町村派遣制度の活用



▶これまでに、町民のみならずの類になる職員を目指します。



東山住宅団地は、現在指定管理者制度により管理されています。

### ② 公共施設の有効活用

効率的で効果的な施設利用を図るため、整理統合が可能な施設のスクラップ・アンド・ビルドを検討します。また、遊休施設の有効利用を図ります。

- ・施設設置の際の費用対効果の分析、行政効果の明確化
- ・町有財産の利用状況の再検討

## III 町民と行政の協働

地方分権社会では、より町民と行政が情報や知恵を共有し、協働して地域課題を解決していくことが要求されます。そのため、町民が自ら果たす役割を確認し、行動できる社会の構築に努めます。

### 【主な取り組み】

- ① NPO・ボランティア団体等の支援
  - NPO等の社会貢献活動をまちづくりの重要な担い手として捉え、これら団体が効率的に連携できる組織化の支援に努めます。
  - NPO・ボランティア団体等の支援

### ② 町民参画による町政の推進

町民視点に立つた行政の展開には、自治体の計画策定や施策の課程で町民ニーズを的確に把握し、行政施策に活かすことが大切です。そのため、まちづくり基本条例や町民参加条例に基づき、町民と行政のパートナーシップの醸成や、町民参画を図り、町民と行政の協働を推進します。

- ・男女共同参画計画の策定
- ・各種審議会委員の公募
- ・各種審議会委員への女性の

### 積極的な登用

- ・「ふれあいトーク」による対話行政の推進
- ・集落の防災訓練等の実施による地域での防災意識の高揚、自主防災組織の育成
- ・町政ポスト、電子メールの活用による町民からの意見募集
- ・文化・スポーツ等による世代を超えた交流の充実

### ③ 行政情報の公開

情報公開制度を的確に運用し、必要な情報をわかりやすく



▶ふれあいトークのようす

## IV 職員の意識改革

効果的な行政運営には、事務事業に係るコスト意識や社会情勢等の変化に対応できる人材の育成が必要です。そのため、職員の行革に対する意識の高揚を図り、職員一人ひとりの能力向上に努めます。

### 【主な取り組み】

- ① 職員研修の充実
  - 職員研修の充実

人材を育成するため、一般研修はもとより専門研修など研修機会の充実に努めます。

## V 財政の健全化

今後、多様化する町民ニーズや少子・高齢化対策等の行政需要に応えるには、将来的に厳しい財政状況が予測されます。そのため、現状の財政分析を行い、全ての事務事業、制度等を見直し、新規事業を抑制しながら経営の効率化、健全化を図ります。また、財政見直しを策定し公表します。

### 【主な取り組み】

- ① 歳入の確保
  - 町税等の収納率の向上を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から使用料や手数料等の見直しによる財源の確保に努めます。
  - 町税99%、国保税95%以上に収納率アップ
  - 使用料、手数料等の適正化

### ② 歳出の抑制

財政収支の均衡を保持するとともに、経常収支比率の改善に努め、特に旅費、需用費、役員費、委託料等の物件費を極力削減します。

- ・公共工事コスト5%以上の縮減
- ・施設維持管理経費、機器借上げ経費10%以上の削減

- ・経常収支比率75%以下に抑制
- ・町有施設の維持管理経費、機器等の借上げ経費の10%以上の削減
- ・通常業務における経費削減の継続

### ③ 補助金等の抑制

補助事業や交付金事業全般の縮減・廃止を視野に入れ見直しを行い、抑制に努めます。

- ・各団体等補助金の整理合理化

### ④ 町債発行の抑制

毎年度起債の抑制を図り、後年度への財政負担の増大を防止します。

- ・公債費比率7%以下を目標とする町債発行の抑制

## VI 議会

地方分権の進展に伴い、議会の果たす役割が増大し、これを踏まえた議会運営が強く求められます。一方で議員定数や報酬に対する批判にも留意し、町民等に説明責任を果たすよう努め、議会も行政と同様、議員自らが率先して改革に取り組めます。

### 【主な取り組み】

- ① 自主的な組織・運営の合理化
  - 時代の変化を見据え適正な議員定数の検証を行い、また報酬、旅費（費用弁償を含む）は十分精査のうえ極力削減に努めます。
  - 議員定数及び報酬の検証
  - 旅費・費用弁償の見直し検討



▶議会でも積極的に改革に取り組みます。

※新行政改革大綱は、町のホームページでご覧いただけます。

URL

<http://www.town.seiro.niigata.jp>

問い合わせ 役場総務課

☎ 27-2111



## アルビレックス新潟情報!!

広報せいろうでは、町のスポーツ振興事業の一環としてアルビレックス新潟と新潟聖籠スポーツセンターの情報を定期的に町民の皆さんにご紹介します。

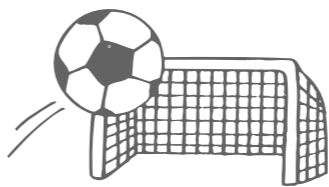


▲フットサル大会

## アルビレックスフットサルリーグに参加してみませんか

本格的な夏に入り、夕方でも明るい日が続くなか、新潟聖籠スポーツセンターでは、朝方から夜まで一日中、各年代のチームによるトレーニングが行われています。スポーツにうってつけの天候のなか、よく整備された芝の上を大人から子どもまで走り回っている様子を見ていると、それだけで体を動かしたくなるものです。

そんな方々のために、新潟聖籠スポーツセンターでは、一般の方を対象とした「第三回アルビレックスフットサルリーグ」を開催しています。フットサルは、サッカーによく似たスポーツで、小さいコートを使用し、五人の選手で試合を行います。長い距離を走ることがなく、ルールによって激しい接触プレーが禁止されているので、初めてプレーする方もすぐに楽しめるスポーツです。さらに、アルビレックスフットサルリーグは、競技力のあ



トサルリーグは、競技力のあつチームだけでなく、楽しんでフットサルをプレーしたい方のための日程を設けており、現在行われている第三回大会でも、競技志向のチームは火曜日に、楽しみ志向のチームは木曜日に分かれてリーグ戦を行っています。今後も大会は開催される予定ですので、ぜひ一度ご参加ください。特に出場資格などもなく、性別・年齢の制限はありません。小学生のチームが、大人を手玉にとるような試合を見られるかもしれません。

## 町民の皆さんを招待

## アルビレックス新潟レディース VS なでしこジャパン戦

新潟聖籠スポーツセンターで日々トレーニングを続けている、女子サッカーチーム・アルビレックス新潟レディースが、八月二十六日に新潟スタジアムで日本女子代表チーム、通称「なでしこジャパン」と対戦します。昨年の新潟県中越大地震の被災地域の方々へ試合をご覧いただき、勇気や元気を抱いていただきたい、という願いのもと実現したドリウムマッチ。本県出身の歌手である、小林幸子さんの特別出演も決定しています。昨年のアテネ五輪で目覚ましい活躍を見せた「なでしこ」たちが、パワーアップして新潟にやってきます。リーグ1部を目指すアルビレディースとの熱い戦いを、お見逃しなく。



▲アルビレックス新潟レディース

# すくすくサロン「さくらんぼ」

## 育児相談会開催

六月二十日(月)、から梅雨が続き暑い中、すくすくサロン「さくらんぼ」にて一歳以上児を対象にした育児相談が行われ二十四組の保護者と子どもたちが参加しました。日に日に大きくなる子供達ですが、身長・体重が数字で表れることで我が子の成長を更に実感している保護者の方でした。その後、園長先生から1歳半から2歳児の保護者を対象にした「子どもの生活リズムについて」のお話がありました。

この年代の子供達は、自分の気持ちを受け止めてほしいが為に、言い分が出てくる頃です。コミュニケーションのとり方が難しい反面、子供の心を育てるこの時期が一番大切なのだそうです。



## 子供の心に届くしつけ

まだ、やって良い事と悪い事の分別がつかない子供達。その都度、根気よく教えていきましよう。うまく出来たら、思いっきり誉めてあげましよう。

## テレビは百害あって一利なし

「見ていると静かだから」と言っていて、テレビに『子守り』を任せていませんか? 何でも吸収する柔らかい脳にとって、テレビは刺激が強すぎますし、言葉の発達にも悪影響があるといわれています。寝る前はテレビやビデオではなく絵本を読んであげる等、心がけましよう。

## 甘えとわがままを 見極めよう

甘え 子どもの要求していることを許しても周囲に迷惑がかからない行為

わがまま 子どもの要求していることを許す事で周囲に迷惑がかかる行為

子供達は好奇心旺盛です。やりたい気持ちを「つぶさず」に置き換える「事が必要です。」(園長先生のお話から)

## 育児相談会に参加されたお母さんお二人にお話しをお聞きしましたので紹介します。



▲齋藤さん(網代浜)

お一人目は、網代浜にお住まいの齋藤さん、先月の広報の記事を見て以来、さくらんぼサロンへよく足を運ぶようになったそうです。

お母さんの傍らでヨチヨチ歩き回り、とてもご機嫌そうに遊ぶ一歳二か月の拓海くんの育児も、「二歳を過ぎてだいぶ楽になりました」とお話くださいました。「飯もよく食べてくれて、特に心配事はないとのことです。「幼稚園に入ってからのこととも考えて、人の集まる場所に慣れてほしい」お母さんらしいこうした願いもお持ちの齋藤さん



▲小見さん(藤寄)

お二人目は、藤寄の小見さん、二歳四か月の結子ちゃんはそのサロンの中だけでなく、園内を走り回り、こちらも元気いっぱいのお子さんです。だっこして写真撮影に応じてくださいました。聖籠こども園から対象者宛のお知らせを見ての参加。この日は、身長体重の計測を受けたそうです。

サロンでは、ままごとコーナーが大のお気に入り、いつも楽しく遊んでいるそうです。今はまだ一人っ子の結子ちゃん父母、祖父母の愛情を一身に受けてすくすくと育っている一方



で、わがままにならないかな? とちよつぱりお母さんは心配だそうです。

「さくらんぼ」は楽しいですが、よく行く旭ヶ丘児童遊園の動物の乗り物がなくなってしまう、お気に入りだったので残念です。」とお話くださいました。小さい子には人気の遊具、ぜひまた復活して欲しいですね。

取材に快く応じてくださった二人のお母さん、本当にご協力ありがとうございました。

なお、すくすくサロン「さくらんぼ」では、育児についての悩み・ご相談をいつでも受け付けております。ぜひ一度お子さんを連れて遊びにきてくださいね。

☎ 27-13322

# ねがいごとかなうといいな 電代こども園 七夕集会

七月七日は七夕の日。亀代こども園では「七夕集会」が行われました。会場は七夕飾りで彩られ、子供達は七夕の歌を元気一杯に歌いました。

その後、パネルシアターで織り姫と彦星のお話を楽しみ、最後は本物の織り姫と彦星(?)からのお菓子のプレゼントをいただきました楽しいひとときを過ごしました。



七夕飾りには、子どもたちの願い事がいっぱい!

- 「サツカーせんしゅにお願い」
- 「こいしにきこえたい」
- 「こいしにきこえたい」
- 「こいしにきこえたい」
- 「こいしにきこえたい」
- 「こいしにきこえたい」
- 「こいしにきこえたい」
- 「こいしにきこえたい」



- 「ポケモンサトシにお願い」
- 「つりキコアにお願い」
- 「おきんがたつし」
- 「ガンダムにお願い」

と夢のあるお願いをする子どもたちでした。

子どもたちの心は空の星のように無限大。みんな願いが叶うといいですね。

# 子育て真っ最中のお母さん方へ 「子育て講演会」開催



七月五日、蓮野こども園では保育参観終了後、元蓮野小学校教頭先生で現在は同校非常勤講師の古田セツ子先生による「子育て講演会」が開催されました。

この日は、ご自身の二人のお子さんの子育て経験と、三十八年間の教師生活で得た豊富な指導経験と知識の中からごく一部を、熱く語ってくださいました。

まず、ご自身の幼少期の体験談から、病弱だった自分に祖母を始め家族が並々ならぬ愛情をそそいでくれて、今日まで元気に生きる力を与えてくれたこと、マイナス思考をプラスに転じる働きかけをしてくれたおかげで、

自分に自信がついたこと、こうした力を親が与えることで、子どもにとっては一生の財産になるということをお話されました。

また、乳幼児期のよい習慣は、大人になってからも続くので、小さいうちにしつけること。たとえば、早寝早起き朝食のリズムを整える、バランスの良い食事を食べさせるということ、当たり前のことが大事ということです。

教師生活の経験からは、子どもの話を良く聞き受け入れてやる、他人と比較せずさいなことで、もほめてやると子どもは伸びることをお話くださいました。

約一時間にわたる講演、現場で指導にあたってきた先生の豊富な経験の一端を聞かせていただき、日々の子育てにぜひ活かそうと思われた方も多かったことでしょう。

なお、八月八日(月)午前十時三十分から「すくすくサロン さくらんぼ」でも、古田先生の講演会が開催されます。乳幼児をお持ちの父母の皆さん、ぜひご参加ください。

## ドーン!!!

# 昔ながらのポン菓子 地域振興支援事業

四ツ屋と道賀新田の有志(代表近藤藤一朗さん)の皆さんが集まり、町の地域振興支援事業の補助を受けて、昔各集落のお祭りなどで活躍していたといわれる「ポン菓子」機を購入し、六月二十日に試運転が行われました。



▲材料の米を入れます



▲ふたをしっかりと締め 10分程度加圧

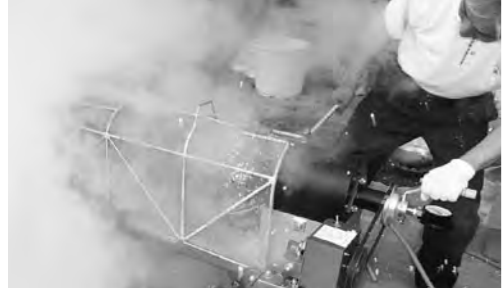
試運転では、ポン菓子機に、米やマカロニなどを入れ、十分程度圧力を加えた後、蓋の止め金具をハンマーで叩き外すと、「ポン」ではなく「ドーン」という大きな音と大量の水蒸気とともに美味しそうなお菓子が香ばしい匂いを放ち現れました。そこに好みの味付けをして完成です。

このポン菓子機は、今後町内で開催されるお祭りやイベントなどで披露され、お祭りなどを一層盛り上げてくれること期待されます。

また、米の消費拡大や地産地消にも一役かってくれることが期待されます。

お祭り会場などで「ドーン」という音を聞いたら皆さんも、ぜひのぞいて見てください。

▲有志の皆さんと「ドーン」という音に集まった地域の皆さん



▲ふたをハンマーではずすとドーンという音とともに、お菓子が

## いい汗かきました!

# 蓮野小学校三年生学年行事 ポトボール大会



蓮野小学校では、毎学年ごとに学年委員の保護者が中心となって行事が行われます。

七月二日(土)蓮野小学校体育館において、三年生の学年行事「親子ポトボール大会」が行われました。

親の部と子どもの部八チームに分かれて、トーナメント方式で試合をしました。

子どもたちはこの日に向けて、体育の授業で積極的にポトボールの練習をし、やる気も気合も満々。保護者は何年ぶりのポトボールに、体がついていけるかと心配のようでしたが、試合が始まり体を動かすと、す

ぐに昔の記憶がよみがえり、ボールを追いかけてハッスル、どの試合も熱戦が繰り広げられました。

子どもの部は、決勝戦にAチームと最強チームが残り、七対五で最強チームが優勝しました。

親の部は白軍チームと最強チームが決勝に勝進み対戦、三対三で引き分けたため、三分間の延長戦を行いました。再び二対二で引き分け、最後はじゃんけんで白軍チームが優勝と決定しました。



学年委員の皆さんと先生方にご苦労いただき親子でいい汗をかいた楽しい大会となりました。

**編みアムイ**  
投稿するとき  
は濃い鉛筆かペ  
ンで書いてくださ  
い。(薄いものは掲載  
できません)  
名前は必ず書いてください。  
(ペンネーム希望の場合は名前の  
横にペンネーム『OOO』と書い  
てください)



杏仁豆腐さん 14歳



海っ子さん 13歳



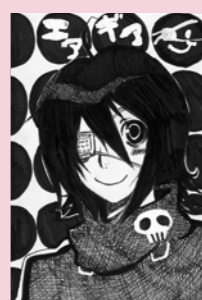
ミッキーさん 11歳



こんどう たくみさん 7歳



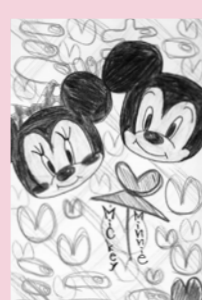
まなさん 14歳



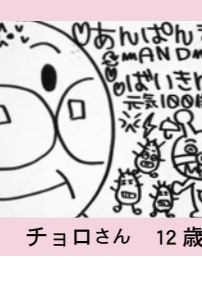
聖さん 14歳



みどり丸さん 15歳



MAXさん



ちよ口さん 12歳



町では、新潟県から補助を受けて新潟大学や県立がんセンターなどに留学している県費留学生との交流を平成元年から続けています。今年も六月十八日(土)に平成十七年度の県費留学生を聖籠町に招き、町名産のさくらんぼ狩りを体験していただきました。

**ようこそ!!  
中国黒龍江省  
留学生の皆さん**

町では、新潟県から補助を受けて新潟大学や県立がんセンターなどに留学している県費留学生との交流を平成元年から続けています。今年も六月十八日(土)に平成十七年度の県費留学生を聖籠町に招き、町名産のさくらんぼ狩りを体験していただきました。

た後、歓迎会が開催されました。歓迎会には留学生六名や元留学生の皆さん、議会議員の皆さんが参加。留学生の皆さんは、日本に来る前に一年間日本語の勉強をしてきたそうで、流ちょうな日本語で参加者の皆さんと交流を深めていました。



**百歳おめでとう  
渡邊 カヨさん**



をご覧になった渡邊さんは、素敵な笑顔を見せてくださっていました。なお、渡邊さんは九月に百歳を迎えた長寿のお祝いとして県と町から表彰される予定です。いつまでもお元気で。



光永くん (7か月児)



武藤 恵美子さん (杉谷内)

**ママさんに  
お聞きしました!**

6月の乳児検診会場にて

武藤さんは、この春産野こども園に入園したおにいちゃんとお光永ちゃん二人の男の子のお母さんです。二人目の育児はいかがですか、とお聞きすると「一人目とは違って気持ちは楽です」とにっこり。

まっただけは、これといった病気はしていないそうです。近頃は、夜ミルクを飲んだら朝までぐっすり眠ってくれるそう。「本場に助かります」と話す武藤さん、二人目の余裕が感じられます。「おにいちゃんも、小さい弟を可愛がってくれるんですよ」と、お兄ちゃんの成長ぶりもうれしそうです。寝返りもできるようになり、ハイハイ、立っちはこれからの光永ちゃん、「動き回るようになったら、さくらんぼサロにも遊びに行きたいです」と、順調な成長ぶりですからその日も間近なことでしょう。



海開きを前にした七月五日(火)、網代海水浴場と次第浜海水浴場の海岸線約1.2kmのごみを拾うクリーン作戦を行いました。訪れる人たちに気

作業終了後、参加者のさわやかな汗の分だけ海岸がきれいになりました。このままきれいな海岸が維持されるよう、また、きれいな海岸が多くの家族連れでにぎわうよう祈りながら、クリーン作戦を終了しました。

**聖籠海岸クリーン大作戦**

持ちよく海水浴を楽しんでもらおうという環境美化活動の一環です。この作戦は、聖籠ライオンズクラブ・聖籠町漁業協同組合・東北電力グループ・町役場合同で行われました。約一三〇人の参加者による一時間あまりの奮闘の結果、空き缶やペットボトル、コンビニのお弁当といった大量のごみを、四トトラック二分回収しました。

**町の宝  
で〜す**  
6月の  
乳児健診から



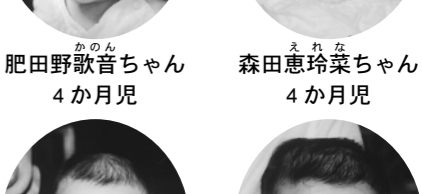
天野 姿星ちゃん 4か月児 小田切大輝ちゃん 4か月児



高松 永遠ちゃん 4か月児 平野 菜央ちゃん 4か月児



肥田野歌音ちゃん 4か月児 森田恵玲菜ちゃん 4か月児



渡邊 芽衣ちゃん 4か月児 宮澤 侑希ちゃん 4か月児



山口 朋華ちゃん 4か月児 杉原 華音ちゃん 4か月児

**元気に育ってね!**

この写真は保健福祉センターで行われる乳児健診会場で撮影しています。

# 町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務内容、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課又は総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお願いします。

## 総務課

●6月22日(水)  
第6回聖籠町男女共同参画計画策定委員会開催

今回は、3班の分科会に分かれ各班で設けた基本目標についての、現状とそれを良い方向に向けてのための家庭や職場についての課題を話し合った後、全体会を開き各分科会で話し合った内容が発表されました。各分科会における基



▲委員会のようす

本目標(仮称)は次のとおりです。  
・1班「男と女」の平等に向けた意識づくり  
・2班「男と女」がともに参画するまちづくり  
・第3班 安心して働ける労働環境づくり&健康で充実した生活づくり

## ふるさと整備課

●6月30日(木)  
東山町営住宅の入居者抽選会を行いました

今年の2月から町の町営住宅となった東山団地の入居者抽選会を6月30日に行いました。転勤等で空室が3室できたため行ったのですが、町の広報やホームページで6月中旬から募集をしたところ、8名から申込みがあり、役場の第1会議室で行った抽選会の結果、入居者3名が決まりました。これからは空室が出てきたと



きは、速やかに広報等でお知らせして入居者の募集をします。

## 産業観光課

●7月8日(金)

聖籠海岸海水浴場海開き  
網代浜海水浴場で、海開きが行われ網代浜と次第浜海水浴場がオープンしました。これに合わせて、海水浴場利用者の安全を願って、町水難防止連絡協議会による安全祈願祭が行われました。当日は、オープニングセレモニーとして蓮野こども園園児による地引網が予定されていましたが、波が高いため残念ながら中止となりましたが、先生方の知恵を絞った砂浜での地引網では、お菓子とさくらんぼが網にかかり大漁となり子どもたちは大喜びでした。

## 町民課

●7月1日(金)

第1回介護保険運営協議会開催  
平成16年度介護保険給付実績について  
次期計画策定について

## 農業委員会

●6月28日(火)

聖籠町農業委員会第19期第16回総会  
農地法第3条の規定による譲受人の資格審査について  
農地法第5条の規定による許可申請について

## 学校教育課

●6月27日(月)

第6回聖籠町教育委員会定例会開催  
聖籠町立学校通学区区域規則の一部改正  
聖籠町学校給食共同調理場運営委員の委嘱  
以上の2項目について審議されました。

・農用地利用集積計画による所有権移転申出審査について  
・農業委員会事務専決報告について  
以上の4項目について審議されました。



▲砂漠での地引網

## 夏のレジャーの安全点検

# 夏のレジャーの安全点検

海へ！山へ！川へ！夏は、アウトドアでのレジャーを楽しむ人が多くなる季節です。その一方で、レジャー中に発生する水難や山岳遭難などの事故も、この時期に多くなっています。自然のなかでは、ちょっとした不注意が事故につながるものが少なくありません。事故に遭わない楽しいレジャーにするために、安全対策をきちんとおきましょう。

## 水の事故

「海」での事故  
「水泳中」の事故が多い

平成十六年夏期(六月〜八月)に発生した水難事故の件数は七百八十七件、水難者数は九百三十五人で、そのうち死者・行方不明者数は四百三十六人となっています。

水難事故の発生場所が一番多いのは、やはり「海」で、全体の半数以上を占めています。また、行為別では「水泳中」の事故がトップ、次いで「魚とり・釣り」、「水遊び」での事故が多くなっています。海や川など水辺のレジャーでは、遊泳禁止区域で遊んだり、波が高いときに海に出たりするなど、その人自身の不注意や無謀な行動が、水難事故につながります。楽しく遊ぶために、次のようなことをきちんと守りましょう。

### ！水難事故を防ぐために

□遊泳禁止区域では泳がない↓遊泳禁止区域になっている場所は、急に深くなったり、潮の流れが速い「離岸流」があったりするなど、危険な区域です。



## 山の事故

山岳遭難者の約8割は中高年者  
春から秋にかけては登山シーズン。なかでも七月〜八月の夏山シーズンは、毎年、山岳遭難が最も多くなる季節です。

平成十六年夏期(七月〜八月)の山岳遭難の発生件数は三百五十三件。遭難者は四百二十六人で、そのうち死者・行方不明者は五十一人、負傷者は二百四十一人となっています。年齢別でみると、遭難者の約八割は四十歳以上の中高年者で、死者・行方不明者でも中高年者が九割以上を占めています。

遭難の原因では、最も多いのが「転落・滑落」で、次いで「転倒」、「疲労・病気」となっています。特に、登山経験の浅い人の登山やハイキング気分での安易な登山が、山岳遭難につながりやすくなっています。夏山でも甘く見ないで、体力・装備ともに、しっかりと準備をしてから登りましょう。

### ！山岳遭難を防ぐために

□事前準備をしっかりと↓登山技術や体力、経験に合った山を選び、無理のない登山日程を計画しましょう。また、健康管理にも十分注意しましょう。



□万全の装備で出かける↓夏山登山では日射病を予防するために帽子は必須です。また、山の天候は変わりやすく、ふもとでは晴れていても山頂では雨が降っていたり、寒かったりします。防寒具や雨具なども持参するなど、万全の装備で出かけましょう。

□単独登山の自粛↓単独登山は、事故に遭っても救助を求めることができないため、遭難時の死亡率も高くなっています。登山経験の豊かな人とパーティーを組んで登山しましょう。

□緊急時の連絡手段を確保する↓無線機や携帯電話など、緊急時の連絡手段となるものを持っていきましょう。携帯電話の予備バッテリーも準備してください。

□入山前に登山届の提出を↓登山届の提出は、安心登山の第一歩です。登山届は、万一遭難したときに、救助隊が遭難者を発見・救出するためのものです。登山届は、登山口に設置してある登山届入れから投函できます。

# 6月の届出

## げんきなよい子

### 出生

赤ちゃん	保護者	行政区
乙 萌ちゃん (石井 実)	藤 寄	藤 寄
正 旺ちゃん (齋藤 健二)	杉谷内	杉谷内
拓 夢ちゃん (高橋 肇)	二本松	二本松
稜 ちゃん (高橋 和幸)	ひばりが丘	ひばりが丘
雄 世ちゃん (山崎 一良)	二本松	二本松
佑 樹ちゃん (佐藤 趣)	山大夫	山大夫
望 叶ちゃん (齋藤 宏幸)	蓮 湯	蓮 湯

## 幸多い人生を

### 婚姻

新郎・新婦	行政区
高橋 一樹さん (富永) 恵美さん	網代浜
天尾 厚志さん (松橋) 日和さん	藤 寄

## ごめいふくお祈りします

### 死亡

氏名	年齢	行政区
小山 キヨさん(80歳)	桃山	桃山
五十嵐 房さん(78歳)	二本松	二本松
本間 洋子さん(73歳)	大夫興野	大夫興野
阿部 武次さん(92歳)	本諏訪山	本諏訪山
加藤 正行さん(78歳)	蓮野	蓮野

(注1) 届出の際に御承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。

町では、町民の防災に対する理解と防災意識の高揚、そして有事における迅速な応急対策、避難誘導体制等の強化を図るため、10月19日(水)に総合防災訓練を行います。

当日は、地震の発生による家屋の倒壊や火災が発生し被害が拡大していることを想定した訓練を予定しています。集落内の避難訓練も計画していますので、皆さんの積極的な参加をお願いします。

なお、詳細については、決まり次第お知らせいたします。



② 役場生活環境課  
27-1962

# 町総合防災訓練を実施します

## 入札結果

H17.5.27 ~ 6.27

工事(件)名	契約額(円)	業者名	納入完了日又は 工事(委託)期間最終日
1 電子コピー機器借上及び使用	1,620,000 (落札金額)	富士ゼロックス㈱	平成22年5月31日
2 聖籠町地域防災計画策定業務委託	4,137,000	榊ぎょうせい	平成18年3月30日
3 公下工第15号山大夫184号管渠整備工事	41,685,000	曾根建㈱	平成17年12月25日
4 公下工第7号杉谷内550号管渠整備工事	31,185,000	榊丸昭工務店	平成17年12月15日
5 特下工第2号真野140号管渠整備工事	26,670,000	南入山建設	平成17年11月25日
6 河第2号 派川加治川維持管理業務委託	不調により随意契約 随意契約額 1,575,000	南栗原緑樹園	平成17年8月24日
7 河第1号 新発田川草刈業務委託	7,035,000	曾根建㈱	平成17年8月31日
8 路第1号 桃山苔沼1号線外2路線路線測量業務委託	5,460,000	榊聖測コンサルタント	平成17年11月9日
9 側第1号 蓮野下松庵線道路側溝工事	8,190,000	東港建設興業㈱	平成17年10月10日
10 蓮野子ども園冷房設備設置工事	不調により随意契約 随意契約額 5,880,000	南市川電業	平成17年7月14日
11 蓮湯子ども園冷房設備設置工事	不調により随意契約 随意契約額 5,250,000	南坂井電気商会	平成17年7月14日
12 亀代子ども園冷房設備設置工事	5,775,000	南小林電気	平成17年7月14日
13 改第4号 藤寄村中4号線道路改良工事	11,865,000	榊市川組	平成17年11月13日
14 公下工第12号 山大夫201号管渠整備工事	25,935,000	榊岩村組聖籠支店	平成17年12月17日
15 公下工第14号 山大夫163号管渠整備工事	14,700,000	榊市川組	平成17年11月13日
16 公下工第31号 杉谷内523号管渠整備工事	36,225,000	榊丸昭工務店	平成18年1月6日
17 特下工第3号 真野123号管渠整備工事	18,847,500	榊聖路総合	平成17年12月17日
18 側第4号 次第浜上菖蒲湯線道路側溝工事	4,725,000	南入山建設	平成17年9月29日
19 公下舗第32号 杉谷内管渠整備工事に伴う舗装補修工事(その2)	7,560,000	大林道路榊北信越支店	平成17年8月24日
20 特下舗第31号 蓮野管渠整備工事に伴う舗装補修工事	7,140,000	榊加賀田組下越営業所	平成17年8月24日
21 海岸砂防林等草刈業務委託	3,759,000	榊丸昭工務店	平成17年9月5日

🕒日時 📍会場 📄内容 📂対象 📝申し込み 🗉問い合わせ

# INFORMATION

# おしらせ

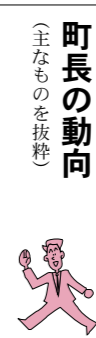
## お問い合せ先

町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉課(保健福祉センター内)	☎27-6511
診療所	☎27-1234

# INFORMATION

## 8月の行事

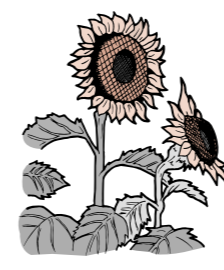
- ### 《保健福祉事業》
- ところ 保健福祉センター
- ◆心配ごと相談  
3日(水)17日(水)
  - 🗉町社会福祉協議会 ☎27-6767
  - ◆行政相談  
9日(火)
  - 🗉役場総務課(内線223)
  - ◆乳幼児健康診査・各種学級
    - 妊婦学級(前期)  
16日(火)午前9時30分～
    - 1歳2ヶ月児歯科健診  
22日(月)午後1時15分～
    - 1歳6ヶ月児健診  
25日(木)午後1時15分～
    - 乳児健診  
26日(金)午後1時15分～
  - ◆各種予防接種  
(受付は1時10分からです)
    - ポリオ予防接種  
3日(水)午後1時40分～
    - BCG予防接種  
4日(木)午後1時40分～
    - 風しん予防接種  
31日(水)午後1時40分～



### 町長の動向

(主なものを抜粋)

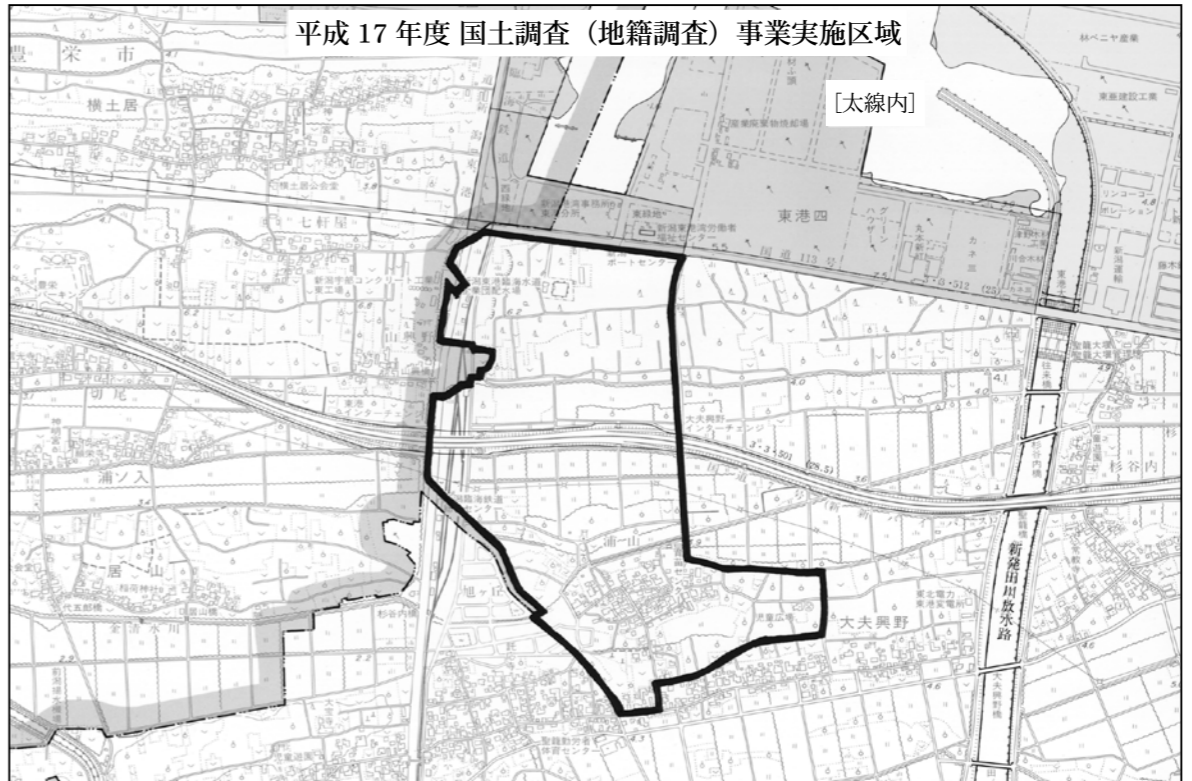
- ## 8月
- 4日・県知事とのタウンミーティング
  - 5日・東港艦艇入港歓迎式典
  - 15日・成人式
  - 21日・中条町閉町記念式典
  - 23日・黒川村閉村記念式典
  - 30日・新潟県市町村総合事務組合定例会



🕒日時 📍会場 📄内容 📂対象 📝申し込み 🗉問い合わせ



# 今年度の国土調査 (地籍調査) 事業が始まります



町では、平成3年度から概ね山倉学区・蓮野学区を調査の対象として、国土調査(地籍調査)事業を実施しており、今年度は、図面のとおり、大夫興野・藤寄地区の一部で、新潟市(旧豊栄市)との境界付近の調査を実施いたします。

お盆明け後には、役場職員・測量業者が調査区域内の現場に入り、杭打ちや調査作業を開始いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この国土調査事業は、平成22年度までの計画で事業を進めており、地権者の方々にはその都度ご案内をさせていただきま

※国土調査(地籍調査)事業とは：土地にも一筆ごとに記録があり、その土地の所有者・地番・地目・面積・境界があります。高度化した測量技術で調査を行うことにより、正確で精度の高い記録・図面(地籍図)を作ることが出来ます。

27-2111 (内線233)

# 特別障害給付金 制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

## ■支給の対象となる方

(1)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度等に加入または、受給等していた方の配偶者

(2)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であつて、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

## ■ご注意ください

請求書の受付は、平成17年4

月1日から住所地の市区役所・町村役場で受付を開始いたします。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からとなりますので、給付金を請求する方は、お早めに請求書を提出してください。(8月にご請求いただいた場合は9月分からの支給となるためです。)

このため、必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行います。まずはなるべく早く受付を行ってください。(不足している必要書類等については、後日提出をお願いします。)

## ■支給額(平成17年度)

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額5万円(2級の1.25倍)

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額4万円

○ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

27-2111 (内線111)

# 亀代学区にお住まいの皆さんへ 「Bフレッツ」誘致のための 仮申込書の提出にご協力ください 8月31日(水)までです

広報せいろう7月号でお知らせしましたが、町では現在、亀代学区でのインターネット利用環境の早期改善に向け、光ファイバーによる高速インターネットサービス「Bフレッツ」の誘致活動を実施しています。

加入希望者から提出していただいた「仮申込」は、申込期間終了後、NTT東日本へ提出し、「Bフレッツ」の早期導入を要望していきます。

詳細は、亀代学区にお住まい

の皆さんに配布した広報せいろ

う7月号内の折り込みチラシと町のホームページをご確認ください。また、申込締切は8月31日(水)までとなっております。サービス利用を希望される方は、お早めに「仮申込書」を提出くださいますようお願いいたします。

2役場総務課 行政係

27-2111 (内線226)

ホームページアドレス

http://www.town.seironigata.jp

# 税務課からのお知らせ

## 町県民税は口座振替で

納期限内納税を  
8月は町県民税の納入月です

多忙な毎日で、ついすっかり納税するのを忘れていたら督促状が来た。という経験はありませんか。税金は、納期限までに納入しないと督促手数料や延滞金が加算されます。

このようなことがないように、确实・便利な口座振替を利用してください。

なお、町税の督促手数料は督促状1通につき100円、延滞金は年14.6%がそれぞれ加算されます。

口座振替の申込は、町と契約している金融機関または郵便局でお願いします。

2役場税務課  
27-1956

## 個人事業税の納税はお早めに

●納める時期  
8月31日(水)まで  
11月30日(水)まで

●納税窓口  
お送りした納税通知書をお持ちになって、お近くの金融機関・郵便局・地域振興局県税部(県税事務所)で納めてください。

●口座振替  
預金口座のある金融機関で申し込まれますと、次のとおりに口座振替が開始されます。

- ・今年の6月までに申込をした場合(今年の第1期分から)
- ・今年の7月~9月に申込をした場合(今年の第2期分から)
- ・今年の10月~来年6月に申込をした場合(来年の第1期分から)

2新発田地域振興局県税部  
平日▼午前8時30分~午後5時  
22-5106

# 税金の質問にお答えします

Q 私は、平成17年3月30日に聖籠町から新発田市に引っ越しましたが、6月に聖籠町から平成17年度分町・県民税の納税通知書がきました。現在新発田市民なので聖籠町に納税しなければならないのでしょうか。

A 町・県民税は1月1日現在の住所地に納税することになっています(地方税法318条)。したがって、あなたの1月1日現在の住所は聖籠町にあつたのですから、平成17年度分は聖籠町に納税することになります。

# ご存じですか 検察審査会

## ●犯罪の処分に 納得いかないとき

犯罪の被害にあつたのに、あるいは犯罪を告訴、告発したのに犯人を裁判にかけてくれないのは納得できないなど、検察官の不起訴処分について不満をお持ちの方は、検察審査会にお問い合わせ下さい。相談や審査申し立てについての費用は一切無料です。また、秘密は固く守られます。

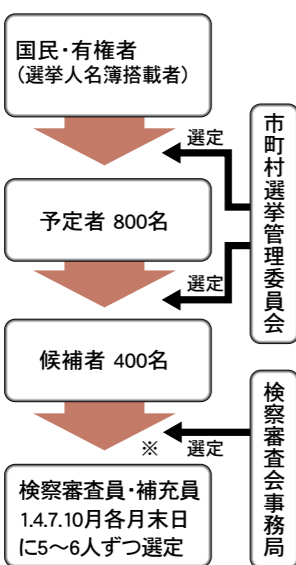
## ●検察審査会とは

検察審査会は、国の機関で主な仕事として、検察官が犯人を裁判にかけなかった『不起訴処分』のよしあしを審査する機関です。

審査する検察審査員は衆議院議員選挙の選挙権を有する国民の中から『くじ』により選ばれます。

1年間を4期間に分け、それぞれ11人ずつの選ばれた検察審査員が代表して審査しています。

## 検察審査員の選任方法



※選定には裁判官、検察官、市町村職員が立ち会います。

2新潟地方裁判所新発田支部内  
新発田検察審査会事務局  
24-0121

# なぜ国民健康保険税を納めないといけなの？

国保は、病気やケガにそなえて加入者が日ごろから収入に応じて保険税を出し合い、そこから医療費を支払う相互扶助の制度なのです。



## ～医療費を大切に～

### 私たちができること

国保が負担する医療費の主な財源となっているのが、みなさんからの保険税です。医療費が増えると保険税も値上げせざるを得なくなり、家計への負担も大きくなってしまいます。

#### ●医療費が増える主な理由

人口構造の高齢化	高齢化社会となり、病気になりがちなお年寄りの人口が増えています。
医学、医療技術の進歩	医療の進歩、高度化により診療にかかる費用が増えています。
慢性疾患患者の増加	生活習慣病などの長期治療を必要とする慢性疾患患者が増えています。
お医者さんのかかり方	何度も病院を変えるなど、お医者さんのかかり方も原因のひとつです。

#### ●増え続ける医療費

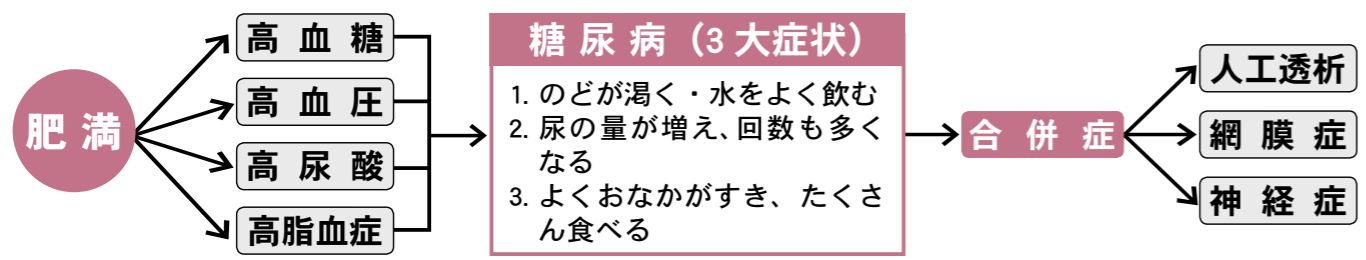
医療費の増加が続いていて、1人当たりの医療費が増えてきています。医療費は今後も増えていくことが予想されますが、私たちのちょっとした心がけでその上昇を止めることもできるのです。

#### ●医療費を大切にポイント

- ① 日常の健康管理に気をつけましょう。  
病気の早期発見につながり、慢性化を防ぎます。また、成人病の予防にもなります。
- ② かかりつけのお医者さんをもちましょう。  
安心して相談でき、細かな変化にも気づいてもらえる場合があります。
- ③ 重複していくつものお医者さんにかかるのはやめましょう。  
同じ病気でいくつもの医療機関を受診すると、同じ種類の薬を倍に服用する場合がありますので、治療を妨げるばかりか、副作用の危険性も考えられます。
- ④ 急病以外は、夜間・休日の受診はひかえましょう。  
休日や夜間の加算を請求され、より多くの支払をしなければならなくなります。



#### 糖尿病予防



# 100日間無事故無違反達成でハワイ旅行や旅行券が当たる！安全運転・チャレンジ100

募集期間 平成17年7月1日(金) ▶ 8月31日(水) 実施期間 平成17年9月23日(金) ▶ 12月31日(土)

## 無事故・無違反にチャレンジ!!

安全運転・チャレンジ100実行委員会では、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため「交通安全・チャレンジ100」を実施します。

- 参加費は1チーム(5人)1000円です。
- 申込用紙は県の総合庁舎、警察署、交通安全協会、役場生活環境課にあります。



家族や職場、友達を誘って参加してみませんか。



四月に学校で交通安全ルールを学んだ小学生に再度安全な歩行・横断の方法、自転車の乗り方を学んでもらおうと各集落の保護者が自主的に開催しています。各集落の公会堂などで、町の交通指導員により地域の危険箇所を確認したり、ゲームなどをして楽しく交通安全ルールを学んでいます。これからも事故に遭わないよう交通安全ルールを守りましょう。

#### 交通ルールとマナーを確認

### 蓮野小学校区の各集落でPTA主催の交通安全教室が行われています



交通安全に関することは役場生活環境課 ☎27-1962 (直通)

#### 町の交通事故発生状況

区分	6月			1月～6月		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成17年	9	0	13	55	0	80
平成16年	13	0	16	68	1	93
増減	△4	0	△3	△13	△1	△13

じゃあ、さっそく届いた納税通知書の計算がどうなっているのか、見てみようかな。

(納税通知書 3 ページ目をご覧ください)



国民健康保険・第二号被保険者課税根拠						
区分	所得割額		資産割額			
	税となる額	税率	税となる額	税率		
国保全体文						
区 察 分		7.5		10.0		
介 護 分		1.0				
区分	均等割額		平等割額			
	員 数	1人当り税率	税 額	税 額		
国保全体文						
区 察 分		26000		32000		
介 護 分		8700				
区分	⑧ 限度額を 超える額	⑨ 算定年税額 ⑤-(⑥+⑦+⑧)	⑩ 月割増減額	⑪ 確定年税額 ⑨±⑩	⑫ 既に賦課済額	差引納付額 ⑪-⑫
	円	円	円	円	円	円
国保全体文						
区 察 分						
介 護 分						

## 本算定の保険税を計算してみましょう

例) 前年度の保険税が年間 **24万円**。今年度の保険税が **276,300円** (前ページより) となった場合。

①**仮算定**…前年度の保険税 24万円の 8分の3を 3等分した金額が、仮算定の保険税となります。

第 1 期	第 2 期	第 3 期
30,000円	30,000円	30,000円

②**本算定**… 8月になると今年の保険税の年税額が確定します。

年税額の確定後、残りの保険税を計算すると…

**「確定した保険税 (年税額)」 - 「仮算定で確定した税額」 = 「保険税 (4期～8期)」**

となります。この例の場合仮算定で9万円 (1期～3期) と算定されているので…

$$276,300 - 90,000 = 186,300$$

となるので、この 186,300円を残りの納期 (5回) に振り分けます。

すると、第4期が端数を含めた **38,300円**。

第5期から第8期はそれぞれ **37,000円**を納めていただくことになります。

第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
30,000円	30,000円	30,000円	38,300円	37,000円
			37,000円	37,000円
			37,000円	37,000円

つまり…仮算定と今回の本算定を足すと、1年間分の保険税になるのね。



このように計算した年間国保税額のうち、仮算定で納めていただいた最初の3期分を差し引いて、残りの分を今回お送りした5期に振り分けてあります。

今後、世帯の加入状況や国保加入者の所得に変化がなければ、この5期で1年間 (平成17年4月もしくは加入した月～平成18年3月) の保険税は納め終わることになります。

また、今後は世帯の加入状況に変更があれば、届出いただいた翌月に、計算しなおした保険税をお送りすることになります。

特別な事情により保険税の納付が困難な場合には、申請により分割納付などもできますので、滞納のままにせず、担当窓口にてご相談ください。

■お問い合わせ 役場町民課 27-2111 (内線116・117) 27-1952 (直通)

## 国民健康保険税 本算定のご案内

聖籠町国民健康保険税は全8期となっており、仮算定分 (1～3期分) は5月に通知させていただきました。(仮算定分: 詳しくは広報5月一般号をご覧ください)

今回お送りする納付書は、残りの5期 (4～8期) 分となります。皆さんに申告していただいた16年中の所得と、17年度保険税率が決定したことにより、17年度の国保税の額を計算することができるようになります。この今回お送りする4期以降の通知を「本算定」とよびます。

### 一世帯当たりの保険税額が決まるまで

今回お送りした本算定 (第4期～第8期) の税額と5月にお届けした仮算定の税額は必ずしも同じ額になるとは限りません。なぜ、そのようなことになるのでしょうか。

では、その計算方法を下記の例をとおして見てみましょう!

#### ●医療保険分

次の4つの項目を組み合わせて一世帯ごとの保険税額が決められます。

- ①**所得割** …世帯の所得に応じて計算【年収から必要経費・控除を引いた所得】×【7.5%】
- ②**資産割** …世帯の資産に応じて計算【固定資産税 (土地・家屋などにかかる税金)】×【10.0%】
- ③**均等割** …加入者数に応じて計算 【26,000円】×【世帯の加入者数】
- ④**平等割** …一世帯にいくらと計算 【32,000円】

#### ●介護保険分

国保に加入している40歳以上65歳未満 (介護保険の第2号被保険者) の方が納めます。

- ⑤**所得割** …世帯の所得に応じて計算【年収から必要経費・控除を引いた所得】×【1.0%】
- ⑥**均等割** …加入者数に応じて計算 【8,700円】×【世帯の加入者数】

	資産・収入状況	①所得割額	②資産割額	③均等割額	④平等割額
家族構成	40歳～64歳 (介護保険の第2号被保険者) は、医療分と介護分を一括して国保税として納めます。	事業収入 - 必要経費 = 所得額 給与収入 - 給与控除 = 所得額 (所得額 - 基礎控除 33万円) × 税率 7.5%	固定資産税額 × 税率 10.0%	26,000円 × 加入者数	一世帯 32,000円
おとうさん (55才)	自営) 事業収入 400万円 (400万円 - 必要経費 250万円 = 所得 150万円) ※必要経費は事業者ごとに異なります。	医療 (150万円 - 33万円) × 7.5% = 87,750円 介護 (150万円 - 33万円) × 1.0% = 11,700円	90,000 × 10.0% = 9,000円	26,000円	32,000円 (医療分)
おかあさん (42才)	パート) 給与収入 115万円 (115万円 - 給与控除 65万円 = 所得 50万円) ※給与控除額は収入金額によって異なります。	医療 (50万円 - 33万円) × 7.5% = 12,750円 介護 (50万円 - 33万円) × 1.0% = 1,700円	固定資産なし 0円	26,000円	
こども (10才 小学生)	所得 0円	医療 0円 介護 0円	固定資産なし 0円	26,000円	
おばあちゃん (73才 無職)	年金収入 150万円 (150万円 - 年金控除 140万円 = 所得 10万円) ※年金控除額は収入金額及び年齢により異なります。	医療 (10万円 - 33万円) × 7.5% = 0円 介護 (10万円 - 33万円) × 1.0% = 0円	固定資産なし 0円	26,000円	
		医療分 100,500円 介護分 13,400円 合計 ① 113,900円	② 9,000円	③ 121,400円	④ 32,000円
算出税額		① 113,900円 + ② 9,000円 + ③ 121,400円 + ④ 32,000円 = 276,300円 平成17年度 国保税額 276,300円 (百円未満は切り捨てです)			

## 8月中旬に次の通知書及び納付書等を送付いたします

◇普通徴収◇ → 平成17年度 介護保険料 納付通知書  
+  
平成17年度 介護保険料 納付書兼領収証書  
※（口座振替を申し込まれていない方用です）

### ●普通徴収対象者にはこの通知書+納付書が送られてきます

平成17年度 介護保険料 納付通知書

-----  
様

金融機関
口座番号
口座名義人等

期	納期	納付額	期	納期	納付額	期	納期	納付額
4			7			随		
5			8			随		
6			随			随		

※普通徴収対象者は同封されている納付書もしくは口座振替にて納めていただきます。

口座振替を申し込まれている方はこの欄に振替口座が記入されてきます。

### ◇特別徴収◇ → 平成17年度 介護保険料 特別徴収開始通知書

### ●特別徴収対象者にはこの通知書が送られてきます

平成17年度 介護保険料 特別徴収開始通知書

-----  
様

平成17年度 本徴収額		平成18年度 仮徴収額	
平成17年10月	円	平成18年 4月	円
平成17年12月	円	平成18年 6月	円
平成18年 2月	円	平成18年 8月	円
合計	円	合計	円

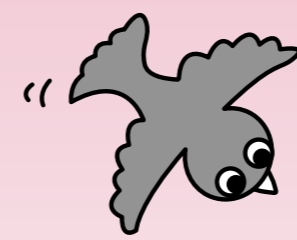
※この通知書は年金天引きのお知らせとなります。

来年度の仮徴収額も合わせてお知らせしています。前年度の2月の額と同じ額となります。

以上のいずれかの通知書もしくは、両方の通知書が届いた方は、年度途中から特別徴収（年金天引）の対象となる方です。特別徴収開始通知書が届かない方は普通徴収になりますので、同封の納付書もしくは口座振替での納付になります。



■お問い合わせ 役場町民課 介護保険係まで  
☎ 27-2111 (内線 116・117)



# 平成17年度の 介護保険料がきました！



平成17年度の住民税（平成16年1月1日から平成16年12月31日までの所得）が確定したことに伴い、平成17年度介護保険料が確定します。介護保険料第1期～第3期（5月～7月）までの仮徴収期間で納められた金額を年間保険料額から差し引いた金額を第4期（8月～）から納めていただきます。安心した老後を送るために、そして介護を必要としている人に、充実したサービスを提供するためにも、今後も保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

※対象は65歳以上の方です。40歳から64歳までの方は、健康保険税（料）と一緒に納付されています。

### ◆平成17年度の年間保険料及び階層内訳

段 階	対 象 者	平成17年度の介護保険料額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税の方	21,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方	32,400円
第3段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方	43,200円
第4段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得が200万円未満の方	54,000円
第5段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得が200万円以上の方	64,800円

※年度途中で65歳になられた方、転入されて来た方は、上記の金額と異なります。（月割した保険料になります。）

### ●普通徴収（納付書や口座振替で納める）の方の納期と納付額

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	年 間
納付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	保険料額
第1段階	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	21,600円
第2段階	4,000	4,000	4,000	4,400	4,000	4,000	4,000	4,000	32,400円
第3段階	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	43,200円
第4段階	6,700	6,700	6,700	7,100	6,700	6,700	6,700	6,700	54,000円
第5段階	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	64,800円

### ●特別徴収（年金から天引き）の方の納期と納付額

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	年 間
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	保険料額
第1段階	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	21,600円
第2段階	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	32,400円
第3段階	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	43,200円
第4段階	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	54,000円
第5段階	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	64,800円

今年は各納期の保険料の不均一を解消するため金額を平準化しています。

年間保険料額に変更はありません。

※新規資格取得者や年度途中に世帯員の異動により段階が変更された方などは、上記の普通徴収・特別徴収の期割額とは異なります。



## 国民年金には、保険料を免除する制度があります！

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

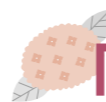
### 全額免除

保険料の全額（13,580円）が免除  
全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/3として計算されます。

### 半額免除

保険料の半額（6,790円）が免除され、残りの半額を納付（注）  
半額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が2/3として計算されます。

（注）半額免除された期間について、残りの半額の保険料が納められていない場合は、その期間が保険料未納期間となり、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。



## 「保険料が高くて納付できない」そんな20歳代の方へ！

平成17年4月から、他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳代）の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度（若年者納付猶予制度）が始まりました。

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件により保険料の納付を猶予する制度です。

### \*免除の申請は毎年必要です

保険料の免除を受けるためには、一般の免除申請は毎年7月、学生納付特例申請は毎年4月に手続きが必要です。

### 申請手続きに必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑
- 学生納付特例申請の場合、学生証の写し又は在学証明書
- 失業を理由とする場合、雇用保険受給者証の写し又は雇用保険被保険者離職票の写し

免除・納付猶予・学生納付特例の申請手続きは、最寄りの役場国民年金窓口へ



## 追納しましょう！

免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます（追納といいます）。追納することによって、将来受け取る年金額を満額に近づけることができます。

ただし、3年目以降、追納する場合は当時の保険料に加算額がつきますのでお早めの「追納」をおすすめします。

## 皆様の大切な年金のご相談にお答えします

年金相談の際には、下記の「年金電話相談センター」をお気軽にご利用ください。

新発田社会保険事務所 ☎0254-20-1165

※相談時間 月曜から金曜午前8時30分から午後5時

土、日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）はお休みです。

お問い合わせ先：聖籠町役場町民課 国民年金係 ☎27-2111（内線111）



## ご存知ですか 児童扶養手当 特別児童扶養手当

### 児童扶養手当とは

離婚や死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童に対して、手当を支給する制度です。その目的は母子家庭などの生活の安定を図り自立を促進することにあります。

### ■支給の対象

十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（障害児については二十歳未満）で次にあげるような児童を養育している母親または、母親にかわってその児童を養育している人に支給されます。

### ■支給要件

（次のような児童が対象）

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父が死亡した児童
- ・父が一定の障害の状態にある児童で、公的年金の加算対象になっていない児童
- ・父の生死が明らかでない児童
- ・父から1年以上遺棄されている児童
- ・父が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・棄児など出生の事情が明らかでない児童

※ただし、手当の支給要件に該当してから五年を経過しても請求しない時は、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### ■手当の支給

手当は、認定請求をした月の翌月分から支給されます。支給日は四月、八月、十二月の各十一日となります。手当の額は扶養する児童の人数により支給されます。

### 特別児童扶養手当とは

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

### ■支給の対象

日本国内に住所があり、精神または身体に障害を有する児童を養育している父か母、または父母にかわって養育している人に支給されます。

### ■支給要件

医師の診断書が必要です。なお、療育手帳（A判定）を所有している児童は、診断書を省略できる場合があります。

### ■手当の支給

手当は、認定請求した月の翌月分から支給されます。支給日は四月、八月、十一月の各十一日となります。手当の額は障害の程度により支給されますが、所得制限により支給停止となる場合があります。

## 忘れずに現況届を

平成17年8月1日現在、「児童扶養手当」又は「特別児童扶養手当」の認定を受けている人は、8月中旬に現況届を提出しなければなりません。この届は、前年の所得状況と対象児童の監護状況を確認するための大切な届です。この届を提出しないと8月以降分の手当の支給が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

なお、対象者には8月中旬に町からご連絡します。

※ただし、平成17年7月31日以前に資格喪失となる者及び、平成17年7月1日以降に認定請求をした者は届出の必要はありません。

☎保健福祉課 ☎27-6511

## 重度心身障害者 ひとり親家庭等

町では、重度心身障害者、ひとり親家庭等の方に医療費の助成を行っています。

- 対象者は次のとおりです。
- 重度心身障害者医療費助成  
身体障害者手帳1〜3
- ひとり親家庭等医療費助成  
次のいずれかに該当する児童と、児童の父か母又は養育者
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母が一年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が一年以上拘禁されている児童

## 医療費助成とは

・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（障害児については20歳未満）をいいます。

●対象者は医療機関の窓口で、一部負担金をお支払いください。あとは町が助成します。

### （一部負担金の額）

- ・外来 1回 530円（同じ医療機関で1か月4回までお支払いください）
- ・入院 1日1,200円
- 重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費助成については所得制限があります。
- 詳しくはお問い合わせ下さい。

●このコーナーでは、町民の皆さんの思い出(自慢)の写真・絵画などの作品・(ほのぼのとした作品大歓迎です。)をご紹介します。子どもからお年寄りまで、どなたでもOKです。掲載を希望される方は、気軽に広報担当までご連絡ください。問い合わせは、役場総務課 町民ふれあい係 ☎ 27-2111 内線 226 まで。



▲アクセサリー



▲最初に作ったネックレスと指輪



▲携帯ストラップ



▲アクセサリー



▲ネックレスとイヤリング



▲ネックレスとイヤリング

## 聖中生と交流しながら

# 楽しくビーズアクセサリー作り



石田貴美子さん(蓮瀧新田)

蓮瀧新田にお住まいの石田貴美子さんは、聖籠中学校地域交流棟を管理する「どんぐり隊」のメンバーです。

生徒在校時は、町民がいつでも自由に出入りできる地域交流棟で、四人の聖中生と毎回楽しく交流しながら、ビーズアクセサリーのサークル活動をしています。ビーズを本格的に始めたのは、下のお子さんが幼稚園に入園してからだそうです。

本を参考にして独学でビーズを勉強して一年余り、すっかり夢中になり、家事の合間を縫ってこつこつとアクセサリーを作り続けています。今では、お友達などにアクセサリーを作ってあげては大変喜

ばれているそうです。

作品をたくさん見せていただきましたが、ネックレス、ペンダント、指輪、携帯ストラップと多岐にわたってアレンジをきかせて制作されています。中でも目を引いたのは、旦那様用の男ものの携帯ストラップ。石田さんのセンスが光る素敵な作品です。

「インターネットでビーズを選んで買っている時が一番楽しい」とおっしゃる石田さん。いつかインターネットで作品を販売してみたいそうです。

また、地域交流棟では他に、ツールペイントのサークル活動も月二回行われています。興味のある方、どなたでも大歓迎だそうです。小さいお子さん連れでもOKです。(おもちゃや絵本もあります。)ぜひ一度遊びに行ってみませんか。当番のスタッフがお待ちしています。

※どんぐり隊：せいろう共有ひろばみらいのたね組織の地域交流棟等を管理する人たち